

2

フィリピンにおける「緑の革命」と農民

—中部ルソン、ヌエバ・エシハ州の1村落事例を中心として—

うめ はら ひろ みつ
梅 原 弘 光

はじめに——問題と限定【一部略】

出典 【アジア経済】第19巻第9号

I 「緑の革命」の進展【一部略】

1978年9月

II 農民所得の変化【一部略】

III 農民生活の変化【一部略】

IV 「緑の革命」の受益者

むすびにかえて——「緑の革命」の意味

はじめに——問題と限定

この報告の目的は、ルソン島中部平野の1村落で筆者が行なった調査事例⁽¹⁾にもとづき、「緑の革命」の農民に対する影響の問題を具体的に明らかにしつつ、農民にとっての意味を考察することにある。

フィリピンで「緑の革命」が始まるのは今から12年前であった⁽²⁾。当初フィリピンにおける新品種普及は、土地制度等制度的要因、灌漑施設の不足等圃場未整備、あるいは新品種の要請する栽培技術と在来農法との技術ギャップ、等々による制約から多くは望めないとする見解が一部に存在したが、そ

の予測を破って普及面積は急速に拡大、全稲作面積に対する普及率は70年代中葉までに6割を越え、平場の水稲作付面積に限ればすでに7割を突破するにいった(3)。この普及率は東南アジア米作地域のなかで最も高く、それだけにフィリピンにおける「緑の革命」の影響にはすでに広範でかつ深いものがあると予想される。

事実、過去10年間にフィリピンの食糧生産は粳米で400万トンから600万トン台へと5割以上の増産をみだし、収量水準も全国平均でヘクタール当り1.2トンから1.7トン前後にまで改善された。また、稲作における肥料、農薬使用が普及して全国肥料消費量は60年代中葉に比べて2.5倍以上に伸びたし(4)、機械化も小型機械の個別農家への導入(5)もしくは大型農業機械所有者による農作業請負への依存といった形で大いに進んだ。

これらはいわばマクロでみた新品種普及成果であるが、この度の革新技術を受容して実際に耕作にあたっているのはいうまでもなく農民であるから、ここで当然「緑の革命」と農民の関連が問題とされなければならない。これについてもすでいくつかの調査報告がみられ、「緑の革命」に伴う「農民化」の進展(6)、つまり農民事業パターンの変化とか、又小作の発生、地主小作関係の重層化といった農地保有制度の変化、農村の労働雇用制度の変化(7)、等が指摘されている。ただし、これらはいずれも革新技術の導入とそれに伴う十分な収量改善を前提とした変化、動向であって、地域的にみて灌漑等新技术導入に有利な条件を備えた場所での事態の展開のように思われる。

しかしより一般的には、政府のテコ入れもあって新技术は普及したものの、それに伴う生産諸経費著増に見合うだけの十分な収量実現がみられないことから、農民の多くが混乱に陥っているというのがむしろ実情であろう。国際稲研究所が1974年から新品種栽培における高収量実現制約要因分析に取り組んでいるのもそのためである(8)。したがってこの報告では、そうした現状認識に立ってまず新品種普及過程、それに伴う農民の所得、生活状態の変化を検討し、「緑の革命」の受益者がだれであり、その農民にとっての意味が何であるかについて考察を加えてみよう。

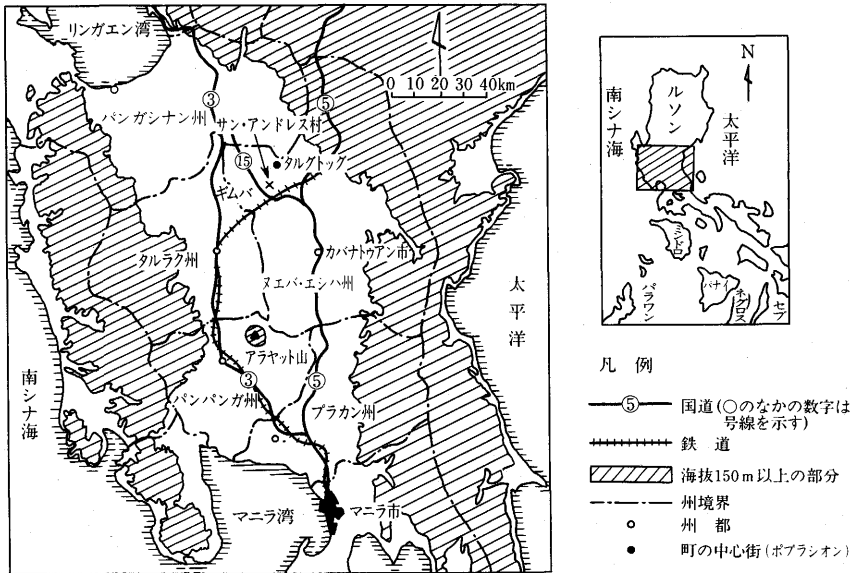
【後略】

I 「緑の革命」の進展

調査村サン・アンドレス村は、フィリピン最大の農業地帯、中部ルソン平野の中央部やや北寄りに位置し(マニラの北方159キロメートル)、行政的には米どころヌエバ・エシハ州のギムバ町に属す(第1図参照)。この辺りには数百ヘクタールにも及ぶ米作ハシエンダが多数みられるが、調査村の場合もこの地方最大の1ハシエンダ(約4000ヘクタール)に含まれる14カ村のうちの一つであって、農地も宅地も全て地主の所有である。1977年末現在戸数125戸(うち経営地をもつ農家98戸、農業労働者世帯20戸、その他7戸)、人口658人からなる。

【中略】

第1図 調査地のインデックス



1. 高収量新品種の普及

過去10年間にこの村で起った最大の変化といえば、やはり新品種普及とそれに伴う諸変化であった。

新品種が初めてこの村に導入されたのが正確に何年であったか定かでないが、普及の重要なきっかけとなったのはギムバ町土地改革事務所が60年代末に組織した二つの普及計画であった。つまり、1969作物年度⁽²⁾の乾期作に実施された種子増殖計画 (Rice Seed Multiplication Project) および1970年度雨期作から開始された協同営農計画 (Cooperative Farming Project) である。両計画において、参加農民は政府の対農民融資を優先的に与えられ、農業普及員の技術指導のもとに新品種の栽培を行なった。実はこれが、調査村のあるハシエンダ内で地主の承諾を得て実施されたために、この村の一部の農民も同上計画に参加する機会を得た。したがって第1回目の調査時には村内農家の約3割に相当する23農家の間ですでに新品種栽培がみられたのである。ただし、当時は未だどの農家も試験栽培の域を出ず、経営地の大半には在来種が作付されていた。ために面積でみた新品種普及率は1割程度にすぎなかった。当時新品種普及率は全国ですでに4割に達していたから、それに比べるとこの村の場合かなり遅れていたことになる。しかし、当時は主に国営灌漑地域を中心に新品種普及が進んでいたわけで、非灌漑地域の普及率がそれを下回るのは普通であった。

ともあれ、こうして始まった調査村での新品種栽培はその後漸次進展し、1977年の調査時までには村内全農家に普及、栽培面積もほぼ全作付面積に広がった。その模様は調査村における年度別・新品種別栽培頻度を示した第3表にみられるとおりである。1970年度ごろには未だ圧倒的比重をもっていた在来種が、7年後にはすでにほぼ全面的に新品種によりとって替わられた。同表では1970年度から77年度までの間の経緯が不明であるが、74年に再度この村を訪れた時の印象では在来種の病虫害抵抗性が農民の間で大いに見直さ

第3表 年度別・品種別栽培頻度の変化

品 種 別	1969年 乾期作	1970年 雨期作	1977年 雨期作	1977年 乾期作	1978年 雨期作
(在来品種)					
アスセナ	—	5	3	—	—
アプリカ	—	—	—	—	1
BE-3	—	32	1	—	—
ピコル	—	1	—	—	—
ピナト	—	4	—	—	—
インタン	—	13	—	—	—
ケネディ*	—	—	4	—	—
マラキット	1	—	—	—	1
ミラグロサ	—	1	—	—	—
ラマディア	—	36	—	—	—
ラミナッド	—	10	—	—	—
シーマン*	—	1	—	—	—
スクアッド	—	2	—	—	—
チェレ・マス	—	21	1	—	—
(新品種)					
C-4	12	4	5	—	2
I R-5	2	12	—	—	—
I R-6	—	—	2	1	—
I R-8	—	3	—	—	—
I R-12	—	—	2	—	—
I R-20	—	—	53	4	4
I R-22	—	—	—	—	1
I R-26	—	—	21	3	3
I R-28	—	—	5	19	56
I R-29	—	—	1	—	7
I R-30	—	—	12	9	12
I R-32	—	—	—	—	11
I R-34	—	—	—	—	1
I R-36	—	—	—	20	58
I R-38	—	—	—	—	6
I R-40	—	—	—	1	3
I R-1514	—	—	2	—	—
I R-1541	—	—	4	—	1
I R-1561	—	—	4	1	2
75days*	—	—	2	1	4
90days*	—	—	4	—	—
ワグワグ・アガ	—	—	4	—	—
BPI-R-2	—	—	1	—	1
合 計	15	145	131	59	174

(注) *印のついた品種は農民の間の通称であって正式名は未確認。

れていたことは確かである。したがって、もっと在来種が残ったとしても決して不思議ではないが、現実にはこのように相当徹底した新品種による在来種駆逐が起ったわけである。なぜそうなったかという疑問がここで当然出てくるが、これは後述されるような政府の対農民融資と深く関係していると思われる。

第3表でいま一つ注目されるのは、最近人気品種の寿命が著しく短くなってきたように見受けられる点である。同表によると1970年度の人気品種はBE-3, インタン(Intan), ラマディア(Ramadia), ラミナッド(Raminad), チェレ・マス(Tjere Mas)であるが、これらは50年代末からの政府奨励品種であるからこの村でもすでに数年間以上栽培され続けていたと推察される。これに対して最近では人気品種が2～3年も経たないうちに移り変っている。たとえば、1977年度雨期作で人気のあったIR-20, 26の両品種は続く乾期作および78年度雨期作にはIR-28, 36にとって替われ、さらに新しくIR-32, 38が次第に人気を博しつつあるように見受けられる。なお、IR-38, 40といえば文字通り最新の改良品種であるが、これらが78年度雨期作にすでにこの村で栽培されている点は注目に値する。

こうした人気品種の短命性および最新品種導入は、一つには最近毎年繰返されるようになった稲の病虫害発生の問題、いま一つは改良新品種が毎年しかも複数で出回るという昨今の改良品種供給事情に大いに関係すると思われる。ある年にある人気品種が大々的に病虫害の被害を受けたとすれば、同一品種を次年度も作付けするのは農民の心理としてかなり抵抗のあるところであろう。幸か不幸か最近では毎年改良品種が新しく出回るから、多少費用が余分にかかるとしても農民が新しいものに飛びつくのは無理もあるまい。人気品種が短命になる所以であり、同時に最新品種がみられる理由である。

2. 耕作法上の変化

新品種がこうしてかなり徹底的に普及したのに伴い、村全体としてみた場

合耕作法上に幾つかの大きな変化が認められるようになった。第1に水稻耕作過程における機械力依存の高まりである。それは一つには農家の機械保有状況の変化となって現われた。つまり、1970年に2台しかみられなかった灌漑用ポンプは77年までに44台に増え⁽³⁾、トラクターは差配人の所有する中型4輪のみだったのが新たに耕耘機5台が加わって合計6台、農薬散布用噴霧機は40台もみられるようになったのである。灌漑ポンプ導入の結果、従来地主に全面的に依存してきた水利灌漑が農家の私設灌漑に変わり、二期作面積は13.5ヘクタールから35ヘクタールへと3倍近くも増えた。また機械力依存の進展はとくに耕耘作業において目覚ましく、第4表に示されるごとく、機

第4表 農作業別雇用労働力依存度の変化 (%)

農 作 業 別	1970年度雨期作		1978年度雨期作	
	雇 用 労働力	家族・互 助労働力	雇 用 労働力	家族・互 助労働力
耕起作業	27.1	72.9	73.1	26.9
トラクター	12.5	6.8	43.7	4.3
耕耘機	—	—	14.6	7.8
水牛	14.6	66.1	14.8	14.9
整地作業	15.6	84.4	38.2	61.8
トラクター	—	6.8	—	4.3
耕耘機	—	—	—	7.8
水牛	15.6	77.6	38.2	49.7
田植作業	85.8	14.2	93.3	6.7
刈取作業	67.5	32.5	73.9	26.1
脱穀作業	100.0	—	99.2	0.8
機械脱穀	100.0	—	50.4	—
手脱穀	—	—	48.8	0.8
運搬作業	66.8	33.2	18.7	81.3
トラック	66.8	—	11.5	—
トラクター	—	—	4.0	9.1
牛車またはそり	—	33.2	—	68.2
人力	—	—	4.0	4.1

(注) 雇用労働力対家族・互助労働力依存の比率 (%) は、耕起、整地、田植作業については面積を、刈取、脱穀、運搬作業については収穫量を基準として算出した。

機械耕比率が1970年度の19.3%から78年度には70.2%へと高まっている。つまり機械耕対牛耕比率が2対8から7対3と逆転するまでになった。ただし、こうした傾向のなかで脱穀と運搬作業においては機械力依存とは逆に手脱穀、人手または牛車を使った運搬が一般化するという正反対の現象が観察されるが、これは実は地主が1972年の農地改革令に抵抗して従来からやってきたハシエンダ内での水利、脱穀、運搬サービスを一方的に停止したことに起因する⁽⁴⁾。

第2に雇用労働力依存の全般的高まりである。第4表で雇用労働力依存低下がみられるのはわずかに運搬作業だけであって、他の作業項目では全て増加傾向にある。とりわけそれが顕著なのは耕起作業であって、賃耕比率は27%から73%に上昇している。これは部分的には村内耕耘機保有農家が他の農家の水田を賃耕していることにも関係するが、より基本的には村外のトラクター賃耕業者による賃耕請負面積が大きく拡大したことに原因する。これら賃耕業者は大型トラクターとともに大型動力脱穀機を所有していて脱穀作業の請負も行なうのが普通であるが、これら農作業請負業者への依存がこの村の場合耕耘作業で44%、脱穀作業で50%と著しく高い(第4表参照)。さきに指摘した農作業の機械力依存の高まりも、実は農家自身の機械化によるよりもこうした請負業者への機械耕、機械脱穀依存という方向でそれが進展している点は注目しておかなければならない。

第3に耕作法の改善である。過去数年間に起った大きな改善としては、栽培種子を購入に依存する農家が全体の4割もみられるようになったこと、田植における正条植が9割近くに普及したこと、手除草または手押除草機使用に代って農薬を使った除草が作付面積の9割以上を占めるようになったこと、肥料使用量が70年度のヘクタール当り平均2.6袋から78年度には4.5袋に増えたこと、等である。これらはいずれも新品種普及にあたって政府の農業普及員が指導してきた点と一致する。もちろん肥料、農薬使用にしてもその使用時期、使用の仕方、等々に関して適切な方法が農家の間に十分浸透しているかどうかについては定かでないが、大まかには大体新品種栽培に必要な技術

改善の方向でこの村の耕作法改善が大いに進んだとみて差し支えないように思われる。

3. 政府の対農民融資

高収量新品種とそれを支える技術が著しく費用集約的であることはこれまでによく指摘されてきた。事実、さきにみた調査村での耕作法上の変化はどれ一つをとっても農民にとって出費のかさむものばかりである。ごく一部の上層農家を除けばおよそ営農資金等皆無に等しいこの村の農民の間に、新品種栽培がかくも徹底、普及したのはなぜであろうか。

これには政府の農民融資政策が大きな役割を果たしているように思われる。新品種普及開始当初の政府施策は、既存の農協 (Fa Co Ma) を窓口として政府融資を新品種栽培農家に優先的に貸付けるものであった。1960年代末から70年代初めにこの村の農民が借入れたのがそれである。

1970年代に入ってから農協運営の全国的不振、加えて72、73と2年連続の不作による食糧生産の落ち込み、新品種普及の先行き不安等から政府は改めて食糧増産のためのマサガナ99計画を作成、農協に代ってフィリピン国立銀行、農村銀行を主要窓口として1973年から積極的に対農民融資貸付けを開始した。対象はもちろん新品種栽培農家で、融資額の50~60%は肥料、農薬代として現物支給される⁽⁵⁾。第5表に示されたように調査村においても76年度までに延べ89人の農民がこのマサガナ・ローン借入れに成功した。しかし、年々繰返す病虫害あるいは台風等による不作のためにそれまでの融資返済がごとごとく滞り、ために翌77年度には村内農家のいずれも融資借入れができないという事態となった。これは全国的傾向であって、1977年度のマサガナ・ローン貸付はそれまでの年平均貸付額 (約9億ペソ) の5割を割っている⁽⁶⁾。その結果同年度には全国的に肥料、農薬消費量が減少、食糧生産の伸びが鈍化したといわれる。調査村でも同年度の施肥量はヘクタール当り2.5袋と70年度当時の水準に落ちている。

第5表 マサガナ融資借入状況(1978年1月23日末現在)

項目別	1974~76年度	1978年度
融資借入農民数	89	83
融資対象面積 (ha)	161	153
融資額 (ペソ)	194,117	188,147
融資返済額 (ペソ)	103,571	74,899
融資未返済額 (ペソ)	90,883	133,218
融資返済率 (%)	53.25	39.81

(注) 農業普及局地方事務所の記録より。

そこで政府は、1978年度の融資貸出にあたって新規貸付条件を、それまでの融資全額返済から未返済額の20%相当分返済にまで大きく緩和した。その結果この村の農民の多くは、78年度雨期作開始前に肥料商人にまず未返済額の20%相当分を立て替えてもらい、銀行にそれを返済して新規融資を受け、その中から商人の立て替え部分を返済して肥料、農薬を購入した。

こうして78年度には村の農民の85%に相当する83人がマサガナ・ローン借入れに成功、その借入額は約19万ペソ、粃米に換算すると4090カバン相当であった。これ同年度雨期作の経常投入経費総額の78%に相当する。つまり、調査村の大方の農民は、肥料・農薬代、種子代、耕起・整地賃耕代、田植労賃費、収穫労賃費の8割をマサガナ・ローン借入れによって賄ったことになる。

灌漑ポンプ、耕耘機導入においても事情は同様である。政府は1966年から農業機械化のための借金を世銀から受けフィリピン開発銀行を通じ農民に貸付けているが、1970年以降にこの村で農業機械を購入した農民のほとんどが、全面的にこの機械化ローン借入れに依存したものであった。

このようにみえてみると、調査村における新品種普及とそれに伴う耕作法上の変化は、結局政府の対農民融資に負うところがはなはだ大きいことが判明するように思われる⁷⁾。

II 農民所得の変化

調査村における新品種普及はこれまでにかなり徹底して在来種を駆逐し、営農改善も大いに進んだことはさきに確認したとおりである。したがって農民所得の上にも当然大きな変化が起こったであろうと予想されるが、次にそれを検討してみよう。

1. 農家手間取りの減少

この村の農家はほぼ全面的に稲作のみに依存する米作農家である。しかもそれらは範疇的に小農であるから、ここで当面問題となるのは厳密な意味での経営収益ではなく、総収穫量から諸経費支出を差し引いた残余のいわゆる農家手間取りであろう。

第6表および第7表は、調査村全体の稲作経費支出と農家手間取りを1970年度と77～78年度についてそれぞれ推計したものである。両表において諸経費は全て収穫直後の農家庭先価格により粳米換算されているが、これは両期間の通貨変動に伴うデフレートの問題を取り除き両者を直接比較できるようにするためであった。また1970年度には村内に又小作地がかなりみられたために定額小作地と又小作地(分益小作)を別々に集計したが、1977～78年度には全て定額小作地であった。なお、同推計にあたっては可能な限り農家から聴取した生のデータ集計に努めたが、費用項目によっては全面的推計に頼らざるを得ないものもあった。ために全体としてあくまで推計の域を出るものではなく、したがってこれら数値はそれを足場にさらに詳細な分析を行なうには誠に不十分である。にもかかわらずここから大まかな傾向を読みとるには全然差し支えないと考えられる。

同上2表によると、村全体でみた収穫量に対する農家手間取りの割合は1970年度に35%であったものが、新品種普及後の77～78年度には11%へと大

第6表 稲作生産経費および農家手間取り推計：1970年度雨期作

(単位：カバン)

	合 計	定額小作地	分益小作地
農 家 数 (戸)	78	—	—
作 付 面 積 (ha)	206.5	186.0	20.5
粗 収 穫 量	8,358.0(100.0)	7,750.9(100.0)	607.1(100.0)
諸 経 費 合 計 ^{a)}	5,421.5(64.9)	4,948.4(63.8)	502.1(82.7)
種 子 ^{b)}	165.2	148.8	[16.4]
肥 料 ^{c)}	743.8	668.5	[75.3]
農 薬 ^{d)}	74.4	66.9	[7.5]
灌 溉 ^{e)}	155.0	155.0	—
耕 起・整 地 ^{f)}	233.9	233.9	—
苗 束 ね ^{g)}	110.8	97.9	12.9
田 植 ^{h)}	276.8	244.8	[32.0]
収 穫：			
歩 合 制 ⁱ⁾	—	—	—
請 負 制 ^{j)}	260.8	248.8	12.0
機 械 脱 穀 ^{k)}	334.3	310.0	[24.3]
運 搬 ^{l)}	69.8	64.8	5.0
利 子 ^{m)}	603.2	561.7	41.5
雑 費 ⁿ⁾	619.3	557.8	61.5
資 本 コ ス ト ^{o)}	—	—	—
小 作 料 ^{p)}	1,774.1	1,589.6	291.1
農 家 手 間 取 り ^{q)}	2,936.5(35.1)	2,802.5(36.2)	105.0(17.3)
平 均 収 量 (ha当り)	40.5	41.7	29.6
平 均 経 費 (")	26.3	26.6	24.5
平 均 手 間 取 り (")	14.2	15.1	5.1
平 均 手 間 取 り (農家当り)	37.7	—	—

(注) カバンは穀物の容量単位で、1974年から公式には1カバン粗米50キロとなっているが、農村では従来通り44~46キロである。かっこ内はパーセント。()内は小作地又賃人と又小作人の間の折半。

a) 経費は収穫直後の農家庭先価格(カバン当り16ベソ)によりすべて粗米換算。 b) 播種量はha当り0.8カバン。 c) 尿素と配合肥料(12-24-12)の投入比率は1対2。 d) 農薬代は肥料代の10分の1と想定。 e) 水利費はha当り2.5カバン。灌漑面積は村内農家の耕作面積の約1/3。 f) トラクター賃耕料はha当り60ベソ、水牛による場合ha当り耕起30ベソ、整地作業40ベソ。 g) ha当り10ベソ。 h) ha当り25ベソ。 i) 歩合制による収穫なし。 j) ha当り30ベソ。 k) 脱穀料は脱穀された粗100カバンにつき4カバン。 l) カバン当り0.2ベソ。 m) 年間利子率25%と想定。 n) ha当り3カバン。 o) ネグlijブル。 p) ha当り9カバン。ただし、差配人の場合5カバン。なお、定額小作地欄の小作料は地主に対して支払われたものであるが、分益小作地欄のそれは小作地又賃人に対して支払われた分を含む。両者の合計が合計欄と一致しないのはそのためである。 q) 農家手間取り合計。

第7表 稲作生産経費および農家手間取り推計：1977年度乾期作および1978年度雨期作

(単位：カバン)

	合 計	1978年度雨期作	1977年度乾期作
農 家 数 (戸)	98	98	49
作 付 面 積 (ha)	262.8	227.8	35.0
収 穫 量	12,611.0(100.0)	10,619.0(100.0)	1,962.0(100.0)
諸 経 費 合 計 ^{a)}	11,244.3(89.2)	9,872.2(92.7)	1,372.1(69.9)
種 子 ^{b)}	262.8	227.8	35.0
肥 料 ^{c)}	2,052.3	1,714.7	337.6
農 薬 ^{d)}	862.0	720.2	141.8
灌 漑 ^{e)}	546.1	157.5	388.6
耕 起・整 地 ^{f)}	925.8	916.7	9.1
苗 束 ね ^{g)}	127.1	115.5	11.6
田 植 ^{h)}	619.0	561.0	58.0
収 穫：			
歩 合 制 ⁱ⁾	508.4	419.4	89.0
請 負 制 ^{j)}	297.2	297.2	—
機 械 脱 穀 ^{k)}	268.5	268.5	—
運 搬 ^{l)}	54.0	54.0	—
利 子 ^{m)}	1,138.5	942.1	196.4
雑 費 ⁿ⁾	788.5	683.5	105.0
資 本 コ ス ト ^{o)}	878.3	878.3	—
小 作 料 ^{p)}	1,915.6	1,915.6	—
農 家 手 間 取 り ^{q)}	1,366.7(10.8)	776.8(7.3)	589.9(30.1)
平 均 収 量 (ha当り)	48.0	46.7	56.1
平 均 経 費 (")	42.8	43.3	39.2
平 均 手 間 取 り (")	5.2	3.4	16.9
平 均 手 間 取 り (農家当り)	13.9	7.9	12.0

(注) かっこ内はパーセント。

a) 経費は収穫を後の庭先価格(カバン当り46ペソ)によりすべて粃米に換算。 b) 購入種子の価格はカバン当り平均70ペソ。全村使用種子量の4%が購入種子であったと想定。 c) 尿素と配合肥料(16-20-0)の投入比率は2対3。 d) 農薬代は普及品の奨励基準にもとづき肥料代の42%と想定。 e) 灌漑ポンプ燃料費と賃借料。 f) トラクター、耕耘機賃借料はha当り250ペソ、水牛の場合ha当り耕起60ペソ、整地80ペソ。 g) ha当り25ペソ。 h) 正条植はha当り125ペソ、乱雑植は105ペソ。 i) 労働者取り分比率は刈取りプラス脱穀の場合 $\frac{1}{8}$ 、脱穀のみの場合 $\frac{1}{10}$ 。 j) ha当り130ペソ。 k) 脱穀された粃100カバンにつき5カバン。 l) カバン当り1.25ペソ。 m) 年間利子率20%と想定。 n) ha当り3カバン。 o) 耕耘機1台12,000ペソ、灌漑ポンプ8,000ペソ、耐用年数10年として推定。 p) ha当り9カバン。 q) 農家手間取り合計。

きく低下している。絶対量でみても3000カバン近くから1400カバンへと明らかに減少したことがわかる。もちろん個別にはこの間手間取りが増えた農家もあるかも知れない。しかし、だとすると他方で手間取りが皆無かマイナスになった農家の存在を想定しなければならない。ともあれ確かなことは、新品種が栽培され営農改善が進んだ後に大方の予想を裏切って農家手間取りはむしろ減少するともほとんど増えていないことである。これは農民にとって誠に深刻な事態というほかあるまい。そこで、何故かかる事態が惹き起こされたかが問われなければならない。

2. 生産諸経費の著増

考えられる原因の一つは、新品種普及後の稲作生産諸経費の著しい増大である。第8表【略】は第6表の定額小作欄と第7表の合計欄を取り出して諸経費の収穫量に対する割合を比較したものである⁽¹⁾。同表によると、70年度と77～78年度の間に収穫に対する経費支出割合が低下したのは運搬費と小作料だけで、他の費目では全て増大している。とくに経費支出割合が最も大きく上昇したのは肥料・農薬代で、70年度の9.5%から77～78年度には23%を占めるまでになった。つぎに大きいのが灌漑ポンプと耕耘機の年賦償還分からなる資本費用で7%、さらに賃耕依存が進んだ耕起・整地作業費(3.0%から7.3%)、灌漑費(2.0%から4.3%)等である。これらがいずれも機械力依存の高まり、近代的投入増加の結果であることはいうまでもない。その結果経費支出合計は全収穫の65%からなんと90%近くを占めるまでになった。こうした経費支出割合の急増が農家手間取りの減少を導いた直接の原因である。

3. 収量改善の遅れ【略】

III 農民生活の変化

「緑の革命」の進展につれて農家手間取りがむしろ減少するとも増えていないとなれば、過去数年間におけるこの村の農民の生活改善にほとんど見るべきものがないのは当然であろう。逆にこの間明らかに悪化したとみられる側面さえ散見される。

1. 農民負債の累積

まず最初に農民負債の著しい累積を指摘することができる。稲作経営における農家手間取りが収穫の1割というのはおよそ正常ではないが、それが調査村での現実とすれば負債累積は大いに予想される場所である。

現時点でこの村の農民がもつ最大の負債は地主に対する延滞小作料である。差配人と農民からの情報をつき合わせると現在延滞小作料はヘクタール当たり平均30~40カバンと推定されるから、村全体ではざっと8000カバンになる。小作制度が定額制であるこのハシエンダでは一定程度の延滞小作料は古くから存在した。1965年の記録によると、この村の小作料延滞分は同年に1000カバン前後と推定されるから、現在のそれは当時の8倍という膨大な量になる。しかもこれが1972年から76年までの5年間に累積したといわれるから全く驚きというほかない。小作人に対して絶大な力を誇る地主制のもとで、なぜこうも急速かつ膨大な延滞小作料累積が起こったのであろうか。

これには二つの要因が考えられる。一つは1972年の農地改革令に関係するものであった。つまり、地主は同改革令に対抗して一方で小作地とともに宅地、農道、水利施設の同時買取りを農民につきつけ、他方で延滞小作料の即時支払いを要求した。もちろんこれは農民の同意できるところではなかったが、地主としても戒厳令下でこれを強行するわけにはいかなかった。しかし、地主にとってみれば小作料延滞分は小作地の処理と不可分の関係にあるから、

これが増加するのは対農地改革戦略としてむしろ好ましいと考えたであろう。ために地主は、以来小作料取立てを決して強行しなかったのである。

いま一つには新品種普及に伴い農家手間取りが減少したという事実に関係する。手間取り縮小は当然農家の家計を圧迫し、負債の悪循環を一段と促進した。そうした事態が進行する過程で地主の小作料取立てが従来のように厳しくなくなったのを幸いに、多くの農家は小作料支払いを一部もしくは全面怠納するようになった。こうして農民の小作料延滞分はここ4～5年の間に雪だるま式に累積したと考えられる。

小作料延滞分について大きい負債は、マサガナ・ローン未返済分である。同融資貸付開始以来78年度までのこの村の農民の借入れ総額は約38万ペソにのぼるが、うち返済できたのは約18万ペソ、つまり返済率約47%である(第5表参照)。したがって未返済額は20万ペソ、すでに利息分も相当嵩んでいると考えられるからそれらを加えて粃米に換算すると5000カバン分に相当する。

小作料延滞分とマサガナ・ローン未返済分を合わせるとこの村の負債額はすでに年間総収穫量を越えるという膨大な額になるが、総額はまだこれだけでは終わらない。耕耘機および灌漑ポンプ購入資金の年賦償還額は農家当り800～1200ペソであるが、近年では比較的作柄が良かった78年度雨期作後の支払いにおいても、100～200ペソの部分支払いで全額支払いはみられなかったという状況であるから、この年賦償還滞り分がすでに相当額に達しているとみられる。さらに村内には農村銀行からの水牛ローン、育牛ローンを受けている者が一部にみられるが、その返済も多くは期限切れのままである。また、大方の農家が最寄りの町の商人、高利貸から様々な目的の借金をしていることはいままでもない。

したがって、これら各種負債を合わせると村の負債額累計が相当規模に達することは容易に想像される。もちろん1970年当時すでに農民負債は深刻な状態にあったが、昨今のそれは規模に関するかぎり当時を数段上回るといって過言ではない。ただし、農民負債をめぐる状況が当時と今とは大きく変わっていることも確かである。たとえば、以前の負債は主に地主、商人、高

利貸といった非制度的信用源からであったために、一般に私的関係の律するところであったが、昨今のそれは主として制度的金融機関からのものであって債権者と債務者の間には常に公的關係が介在する。マサガナ・ローン未返済問題はフィリピン全体に共通する問題で、その処理は政府の社会政策マターとなっている。延滞小作料の問題も農地改革が実施中の現在、地主がこれを私的には処理しえない性格をもつようになったと考えられる。この点の違いが、実は70年当時の負債規模に比べて数段も上回る累積負債をもちながらなお農民が農民として生活を続けることができる理由であろう。

2. 衣食住にみられる変化【略】

3. 農民の耕作放棄【略】

IV 「緑の革命」の受益者

「緑の革命」により農民の状態は部分的に悪化こそすれ改善された跡は何らみられないとすると、一体「緑の革命」による利益を独占したのは誰かという疑問が当然出てくる。これに答えるためには、何よりもまず、村の収穫物分配構造の変化を検討するのが肝要であろう。

1. 地主取り分の激減

第9表はさきほどの稲作生産経費推計にもとづいて土地、労働、資本、経営の各生産要素提供者別にそれぞれ取り分を集計したものである。これからも明らかのように、1970年度と78年度の収穫物分配構造にはかなり大きな変化が認められる。

まず、全収穫に対する取り分比率が著しく低下したのは農民と地主のそれであった。前者についてはさきにみた農家手間取り減から当然予想されたこ

第9表 収穫物分配構造の変化

(単位：カバン)

	1970年度(A)	1978年度(B)
農 家 数 (戸)	78	98
作 付 面 積 (ha)	206.4	262.8
ヘクタール当り収量	40.5	48.0
ヘクタール当り施肥料 (袋)	2.6	4.5
収 穫 量	8,358.0(100.0)	12,611.0(100.0)
分 配 先 別		
農 民 ¹⁾	3,239.1(38.7)	1,965.1(15.6)
労 働 者 ²⁾	1,061.4(12.7)	1,946.1(15.4)
地 主 ³⁾	2,469.8(29.6)	1,915.6(15.2)
商人・業者・金貸 ⁴⁾	1,286.1(15.4)	5,292.5(42.0)
金 融 機 関 ⁵⁾	301.6(3.0)	1,491.8(11.8)

(注) 1) 農民取り分 (A)= b + f (水牛) + q

(B)= $\frac{1}{2}b + e$ (灌漑ポンプ賃貸料) + f (耕耘機) + q2) 労働者取り分 (A)= g + h + i + j + $\frac{1}{2}n$ (B)= g + h + i + j + $\frac{1}{2}n$ 3) 地主取り分 (A)= e + k + $\frac{1}{2}n + p$

(B)= p

4) 商人・業者・金貸取り分 (A)= c + d + f (トラクター) + l + $\frac{1}{2}m$ (B)= $\frac{1}{2}b + c + d + e$ (重油) + f (トラクター) + k + l (トラック) + m (マサガナ・ローン) + $\frac{1}{2}n$ 5) 金融機関取り分 (A)= $\frac{1}{2}m$

(B)= m (マサガナ・ローン) + o

(各取り分算定式のアルファベット小文字は第6, 7表の注記に使ったものを指す)。

とであるが、ここで注目しなければならないのは後者、つまり地主の場合であろう。

元来土地は、米作等在来農業において最も重要な生産手段であり、ためにそれを所有する地主は農民に土地を貸与するだけで刈分小作にみられるような高率小作料を収受してきた。そのみか地主は通常小作人の生活苦につけ込んで現金あるいは現物を貸付け高利を取り立てた。その結果農民の収穫物に対する地主取り分は4割前後に達するのが普通であった¹⁾。つまり、地主こそは文字通り農民の最大の収奪者であった。

この調査村の場合も従来その例外ではなかった。第9表によると1970年度

の地主取り分は3割となっているが、これは一つには本来地主に帰属するはずの部分が集計上農民取り分に回っていることによる。つまり、差配人に対する小作料減額部分および各種サービス費免除部分は、本来地主が一旦これを徴集して後に差配人に対し報酬として支払ったと考えるべきであるが、第6表において農民の実費を集計したためにこれが当初から農民取り分に回ってしまう結果になった。いま一つは、70年度にはすでにこの村でも「緑の革命」が始まっていて肥料商人、金融機関の取り分が分配構造の中に入ってきていたことである。ここでかりに60年代中葉の収穫物分配を同じ手法で集計したとしたら、地主取り分が収穫の4割前後を占めていたであろうことは容易に想像される。

その地主取り分が78年度にはわずか15%にまで低下した。この理由は、第1に地主が72年の農地改革令以降各種サービスを停止したため小作料以外の地主徴集分がなくなったこと、第2には小作料が定額であるために収量改善に伴って収穫に対する小作料の比率が下がったこと、に求められよう。このハシエンダでは、従来地主は、小作料が定額制であるにもかかわらず、収量改善があると全く一方的に小作料引き上げを行なってきた。しかし、戒厳令下でしかも農地改革実施中の現在それを行なうことはできない。かくしてここ数年の間に収穫物に対する取り分比率を大幅に減じてしまったのである。

2. 「商業エリート」の取り分増加

これに対して取り分比率が上ったのは労働者と商人・業者・金貸、および金融機関であった。労働者の場合、その取り分比率の変化は2～3%と微細でしかなく、したがって増加を強調するよりむしろあまり変化がなかったと見るべきであろう。他方、後者の場合は70年度から78年度にかけての取り分比率の変化が目覚ましい。

ここで商人・業者・金貸というのは、肥料、農薬、種子、ガソリン、重油といった農業投入資材を取扱う商人であり、かつまたトラクター、脱穀機等

大型農業機械を所有して耕耘、脱穀、運搬等の農作業を請負う業者のことで、同時に金貸しも行なうことがある。その場合は文字通り三位一体であるが、より一般的には商人もしくは請負業者でかつ金貸である場合であろう。通常田舎町の中心街か地方都市に在住し、出自的には在郷の中小地主が多い。また、金融機関というのは具体的には政府の対農民融資窓口である農村銀行、フィリピン国立銀行、それに開発銀行である。農村銀行は周知のごとく在郷地主の出資による民間機関であるのに対して、後者は政府の機関である。とはいっても国立銀行なり開発銀行が人脈的にみて地主につながりをもっていることはいうまでもない。

このようにみえてくると、ここでいう商人・業者・金貸、および金融機関は系譜的には大体地主であるが、機能的には商業、金融業であることがわかる。したがってここできりにこれらを「商業エリート」という言葉で一括総称することにしよう⁽²⁾。

調査村の収穫における「商業エリート」取得分は「緑の革命」開始直後の70年度に19%であった。新品種普及が徹底した8年後にはそれが実に54%に増加している。つまり村の全収穫量の半分以上はこうして「商業エリート」が取得するようになった。これこそは、「商業エリート」が「緑の革命」の最大の受益者であることを如実に物語っている以外の何ものでもない。

むすびにかえて——「緑の革命」の意味——

以上中部ルソンの1村落事例を中心に「緑の革命」と農民の関連をみてきた。たしかに、事例村落の特殊事情あるいは事例の取扱い方等の制約を受けて、問題の現われ方に多少不必要な濃淡が入ったことは認めうるが、にもかかわらずそこに中部ルソンはもとよりフィリピン全体の動静と深い脈絡をもつ一断面が認められることもまた確かである。この事例調査で、「緑の革命」の受益者が地代收受者としての地主でもなければまた農民でもなく、主とし

て「商業エリート」であったことがさきに確認されたが、この点はなにもこの村に限って認められる特殊事情ではあるまい。在来農法のもとではみられなかった「商業エリート」取り分が農民の収穫物分配構造のなかに新たに登場したのは、「緑の革命」により肥料、農薬使用が普及し農作業の機械力依存が高まった結果だからである。したがって、新品種栽培が行なわれている地域ならどこでも事情は多かれ少なかれ類似しているはずである。もっとも収穫に対する「商業エリート」取り分比率があくまでも収量の函数であることはいうまでもないが、新技術導入後の収量改善が一般に様々な理由から当初の予想を大きく下回っている現状では、その比率はどこでも決して低くはあ
るまい。

そこで最後に、この点に注目しながら、農民側からみて「緑の革命」は何であったかについて若干考察しておこう。

第1点は、農民にとって「緑の革命」はいわば収奪者の交替をもたらすものであったという点であろう。伝統的在来農法のもとで農民の最大の収奪者は、土地を所有する地主であった。しかし「緑の革命」により生産要素としての土地の重要性は漸次低下し、代って資本の比重が高まってきたことは周知のとおりである。その結果、戒厳令下で目下実施中の農地改革の影響も加わって、農民の収穫物に対する地主取り分比率は全般的に低下したと考えられる。これに対して営農資金を貸付け、肥料、農薬等近代的投入資材を供給する「商業エリート」層が新たに登場、最近ではその比重がかなり高まってきたように観察される。

なお、この交替は過去数年間何ら軋轢を生むことなくスムーズに進んだ。それは、新たに登場した「商業エリート」が実は系譜的に地主の転身であったからと考えられる。「緑の革命」によってもたらされた新たな情況を目敏く見てとった一部地主は、農地改革に頑強に抵抗して地主にとどまるよりも、「商業エリート」に転身し形態を変えて農民収奪を続ければよかったわけである⁽¹⁾。この道が用意されていたために、農地改革による小作料定額化に伴い全面的に農民に帰属するようになった収穫増収分を、官憲等を利用した露骨

な手段で地主の手に取りもどす必要はなかったわけであろう。地主制の強固なフィリピンで新品種普及が意外とスムーズに進んだ一つの理由でもあると考えられる。

第2に、「緑の革命」は「商業エリート」の収奪を通じて農民を直接外国資本の市場につなげるものであったといえそうである。調査村の事例では農民の収穫物の半分以上が「商業エリート」によって持ち去られることになるが、これは全て「商業エリート」に帰属するものではない。「商業エリート」の利潤はあくまで商品売買によって実現される商業利潤と一部資本利子である。したがって、その取得分の中の大きな部分は、彼らの取扱う商品、具体的には農業投入資財の供給先に対して支払われると考えられる。その主たる供給先が実は外国の農業関連産業であることはいうまでもない。その意味で農民が外国資本の市場に組み込まれたとみていいであろう。

第3に、「緑の革命」は農民の稲作経営の商業化であった。それは停滞久しかった稲作生産力突破の技術的可能性を示すものであったことは確かであり、したがって技術受容条件あるいは天候に恵まれた地域の一部農民に所得増大、生活改善をもたらしたことも事実であろう。しかし、そうでない多くの農民にとっては、稲作経営、ひいては生活基盤全体を著しく不安定にした。政府融資のおかげで零細農民までも新品種栽培が可能となったわけであるが、毎年繰返す病虫害、自然災害による減収のなかで十分な高収量実現はむづかしく、結局負債の著しい累積を導く結果になった。農民の耕作放棄はその一つの結末であろう。調査の過程で農民が、昨今の稲作経営は「あたかも賭博のようだ」といったのはいかにも印象的であった。こうしたなかで「商業エリート」は、政府の農民融資により潤沢となった農民の間の経営資金を確実にわがものにしてるのである。

〔注〕 _____

はじめに

(1) フィールド調査は1970年1月から2月にかけての約1カ月間を皮切りに、

1974年3月(約2週間), 1977年10月から78年1月末にかけての3カ月間のつごう3回実施された。なお, 第1回目と2回目の調査結果は下記に報告済みである。

拙稿「中部ルソンのハシエンダ・バリオ——ヌエバ・エシハ州・サン・アンドレス村の事例——」(『アジア経済』第13巻第9号, 11号 1972年9月, 11月)。拙著 *A Hacienda Barrio in Central Luzon*, アジア経済研究所, 1974年。拙稿「フィリピン戒厳令下の農地改革とその農民, 農村社会への影響」(『アジア経済』第15巻第10号, 1974年10月)。

- (2) 国際稲研究所が稲の高収量品種IR-8の育種に成功したのが1966年, 当時深刻な食糧問題を抱えていたフィリピン政府がいち早くこの新品種原種50トンをもたらうけ, 別途国内で開発されたBPI-76, C-4を加えて奨励品種とし, その積極的普及にのりだしたのが翌1967年であった。
- (3) 農業天然資源省農業経済局公表データによる。ただし, 同データは作付面積の代わりに収穫面積を用いているため普及率が多少高めになっている点をあらかじめ断っておかなければならない。
- (4) FAO, 肥料農業庁等の公表データによる。
- (5) B・ダフらの調査によると, 60年代前半の耕耘機販売台数は年平均251台であったが, 66年から76年までについては年平均3691台と15倍近くに増大している。Juarez, F. and B. Duff, "Changing Supply and Demand Patterns for Power Tillers in the Philippines" (IRRI Agricultural Engineering Department Paper No. 77-03), 1977.
- (6) 高橋彰「技術進歩・農地改革・農民化——中部ルソン農村の変容——」(『アジア研究』第20巻第2号, 1973年)。
- (7) 菊池真夫「フィリピン農村における制度的変化——ラグナ州1米作農村の事例分析——」(『農業総合研究』第32巻第3号, 1978年3月)。
- (8) 【略】

I

- (2) 1969作物年度は1968年7月から69年6月までの期間を指す。以下本稿で年度といった場合この作物年度を指すことにする。
- (3) これら灌漑ポンプは大体口径4~5インチもの。雨期間の旱魃に対してはともかく, 乾期作の灌漑はこれらポンプ1台で1.0~1.5ヘクタールが限度のようである。
- (4) この地方のハシエンダ地主は, 従来農園内に水利施設をもち, 大型トラクター, 大型動力脱穀機, 運搬用トラック等を所有して水利サービスから耕耘, 脱穀, 運搬等のサービスを提供, 各費用分を小作人の収穫米のなかから徴集するのが習わしであった。
- (5) 農業普及局ギムバ地方事務所で得た情報によると, 1978年度の融資額はヘク

タール当たり1236ペソでその内訳は下記のとおりである。

融資額 (ペソ)	1236 (100.0)
内訳：	
天引き部分 (村落組合納付金)	36 (3.0)
現物支給分 (肥料, 農薬, 殺鼠剤代金分)	710 (57.4)
現金部分 (種子その他経費)	490 (39.6)

- (6) 国家食糧農業評議会 (NFAC) の年次報告より。
- (7) 1974年度から77年度までのマサガナ・ローン貸付総額は35億ペソ、年間平均7～8億ペソ (1億ドル以上) という膨大な額に達している (*Times Journal*, 4 January 1977)。したがって融資対象面積は年平均約100万ヘクタールに及ぶが、これはフィリピン全国稲作面積の3分の1、新品種作付面積のざっと2分の1に相当する。これからも新品種普及における政府融資の役割の大きさが知れよう。

II

- (1) ここで第6表の分益小作地欄を除外したのはそれら経費が小作地又貸人との間で折半負担されているため第7表との比較が不適切と考えられるからである。

III

- (1) Rivera, G.F. & M.T. McMillan, *An Economic and Social Survey of Rural Households in Central Luzon* (Cooperative Research Project of the Philippine Council for United States Aid and U.S.A. Operation Mission to the Philippines), Manila, 1954, Table 12, p. 68.
- (2) この「商業エリート」の一つの典型は調査村のある町の農村銀行所有者の場合であろう。同銀行所有者は、一方で頭取として直接銀行運営に携わり政府融資を農民に流すかたわら、他方で別途会社を興し肥料、農薬販売からトラクターおよび脱穀機による農作業請負まで手がけている。これは「緑の革命」で潤沢となった農民融資を確実に吸収するもっとも効率的な経営といえよう。

むすびにかえて

- (1) もちろん米作地帯の地主が全て「商業エリート」に転身したわけではない。これらの多くは、主として在郷の中小地主であったとみられる。これに対して大地主の方は、もともと大都市に基盤をおきそこでの商業、その他の分野で活躍する者が多かった。

(梅原弘光／執筆時：アジア経済研究所調査研究部主任調査研究員，現：立教大学文学部教授)